'72 7
No. 2
昭和47年7月1日発行
発行 横越村役場

広報 よこごし

おもな内容

1. 農業委員選挙（P1）
2. 47年「新潟米」重点事業決る（P2）
3. 水死事故防止（P3）
4. プールはじまる（P3）
5. 交通安全県宣言記念日
6. 意欲的に取り組む連青（P4）
7. 連載「家庭教育」（P4）

夏

横越中学校三年　田中せつ子

焼けつくような真夏の太陽
バシャッ　バシャッ
舞い立つ水しぶきがまぶしい　まるで
海に放された魚のように
もぐり　泳ぎ　はねかえる子ら
歓声がプールいっぱいに湧きかえる
ごらん
若い力の燃える季節がやってきた

横雲抄

しぶきをあげて泳ぎまわる子どもたち、地を蹴って突進する若者たちスポーツのシーズンがやってきました。

やがてプールに子どもたちがはしやぎまわり青空に白球がとびかうことでしょう。この季節に、身体をきたえておくことはきわめて大切なことです。

最近、子どもたちの成長がよく、すばらしい身体をした若い人たちが多く見られるようになりました。昔とくらべてすっかり体格が向上して参りました。けれども身体ばかり大きくなって体力がないとよく言われます。実際、文部省の統計を見ても、明治末期と昭和四十年代では、十二才で身長が平均12㎝、体重で7㎏増しており、十五才では10㎝、9㎏の増加を示しています。反面昭和の初期と比較して、運動能力では50ｍ走るのに2㎝減っているなど能力が劣ってきていることは事実です。栄養を多くとって楽をして働かないために、耐久力や持続力が劣り、自分の欲望を抑える力が少なくなる。苦しさに堪え、困難をのりこえていくきびしい精神力が不足しているのもほんとうではないかと思います。

運動能力を増し、精神力を養うために、スポーツは恰好な方法だと思います。

横越でも最近各種のスポーツグループが誕生してきました。公民館もグループ育成につとめていく方針で、活発な活動が行われるように期待しています。現状では施設不足が難点ですが、学校、公民館の施設を大いに利用して頂きたいと思いますし、青年団でも新しい野球場の造成に努力しています。又、村民の皆さんが参加できる機会をつくって体力づくりにつとめ、健康な横越村を目指して努力していきたいと思います。（田中）

農政を村から築こうこの一票

農業委員選挙 七月十四日に決る

農業委員の統一選挙が、七月十四日に行なわれることになりました。今回の統一選挙は全国の農業委員会の約六割について改選されるもので、農業関係者にとっては、重大な意義をもつものです。農業委員会は、戦後の農政に大きな役割を果し、二十一年目をむかえようとしていますが、三年毎の改選としては第七回目に当るわけです。今日きびしい農業情勢のなかで、農政の最前線に立つ農業委員には真に農業者の代表を選ぶことは、地域の農政を築き上げ更に県、国等の農政をも築く上で極めて重要なものです。

選挙は、農業委員の任務の重要性から一般委員は同会議員や地方議員と同様の公職選挙法によって、農業者が直接選ぶ方法をとっています。

農業委員の任務は、いうまでもなく農地法に基づく農地の売買、貸借の許可、認可の権限を行使するほか、農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持、交換分合、農地利用のあっせん、争議の防止等の法令による仕事をします。

又、農業の振興計画の樹立やその実施の推進、農業経営の合理化、農家生活の改善等の諸問題をとり上げ、解決を画る仕事が与えられているほか、農業委員会には、農業問題の意見の公表、行政庁に対する建議、行政庁からの諸問に対する答申を行なう権限が与えられています。

こうした役割から、農業委員は農政の最前線に立つわけですが、今回選ばれる委員は今後三年間農政を担っていくことになり、特に農業情勢がきびしいときだけに、優秀かつ実行力のある人材を広く選ぶことが強く要請されているといってよいでしょう。

◈選挙による委員定数十九名

横越村の農業委員は、一般選挙によって選出されるもの十九名と、農業団体の推せんによるもの一名、議会推せんのもの二名、計二十二名で構成されています。今回任期満了によって選挙されるものは十九名です。

◈選挙権、被選挙権

1. 選挙権は、名簿登録者であること。
昭和四十七年一月一日現在で調整した名簿である
2. 被選挙権は、選挙の期日に満二十才以上に達しているもの。

◈選挙期日、投票時間

七月十四日
午前七時より午后六時まで

◈投票区（八区）

1. 横越
2. 沢海
3. 木津
4. 二本木
5. 小彡
6. 藤山駒込
7. 姥山
8. 川根谷内

◈選挙期日の告示

七月七日
（立候補受付開始）

◈立候補の届出

1. 届出の期間
七月七日より七月八日までの二日間（前回より二日短縮）
2. 受付時間
午前八時三十分より午后五時まで
3. 届出方法
自せん、推せんとも規定の文書で届出る。
4. 添付書類
ア、戸籍抄本
イ、所属政党証明書（党派を表示する場合）
ウ、承諾書（推せんの場合）
エ、名簿登録証明書（推せんの場合）

◈選挙運動

1. 選挙事務所一ヶ所（届出を要す）
2. 運動期間
ア、届出の日より投票前日まで（七月十三日午后十二時まで）
イ、夜間の街頭演説は禁止
ウ、事前運動と投票日当日の選挙運動は禁止
エ、戸別訪問禁止
オ、ポスター等制限なし。
カ、選挙運動費用、制限ないが買収、利害誘導のための支出等は違法となる。

◈開票立会人

1. 候補者は、選挙人名簿登録者の中より一名本人の承諾を得て立会人に届出ることができる。
（五人を超える場合、抽せん）
2. 届出期日
七月十一日（午後五時まで）

解放農地の未登記はないか
来年より登録免許税が課税

戦後農地解放によって国から売渡された農地について、未登記のものは昭和四十八年一月一日以降の登記に際しては、売渡しを受けた相手方に登録免許税（所有権保存登記は固定資産評価額の千分の二、所有権移転登記は千分の六）が課せられますので、もう一度権利証（売渡通知書謄本）をぜひお調べ下さい。

その際、未登記に気づいたり又は疑問等がありましたら至急農業委員会へご連絡下さい。